

こ ども 相 談 総 室

(中央児童相談所)

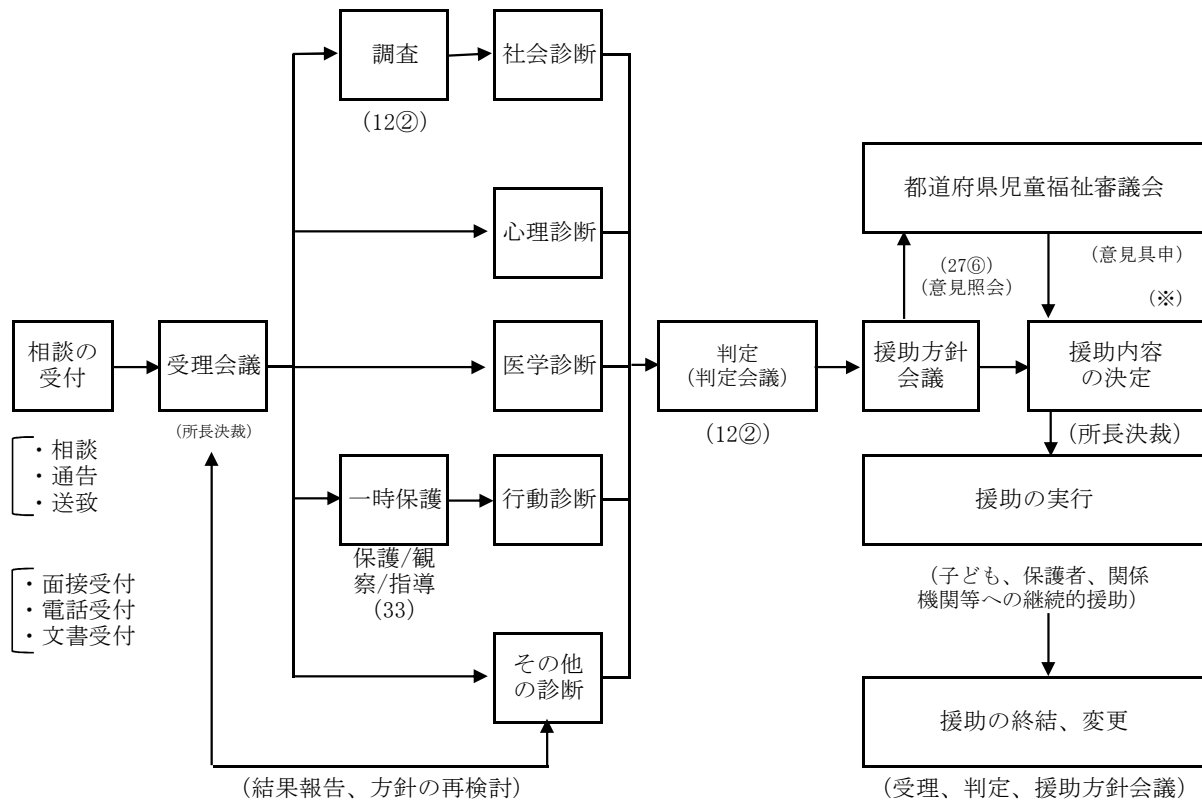
I 児童相談所の業務

# 1 相 談 業 務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と。遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の状況

平成31年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は1,267件で、前年度の1,165件に比べて102件増（前年度比108.8%）となった。

養護が713件（56.3%）と最も多く、次いで障害が346件（27.3%）、育成が100件（7.9%）となっている。

増加した相談種別は児童虐待相談（183件増）、その他相談（43件増）となっている。

減少した相談種別は、養護（その他）相談（39件減）、保健相談（1件減）、肢体不自由相談（1件減）、言語発達障害等相談（1件減）、知的障害相談（44件減）、発達障害相談（1件減）、ぐ犯等相談（13件減）、触法行為等相談（4件減）、性格行動相談（12件減）、不登校相談（1件減）、適性相談（7件減）となっている。

相談の経路別の受付状況については、家族・親戚からの相談が452件（35.7%）で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が247件（19.5%）、近隣・知人からの相談が133件（10.5%）などとなっている。

表1 相談種類別児童受付数

区分	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
30年度	377	192	1	3		2	3	371	14	30	13	76	11	28	5	39	1,165	
31年度	件数	560	153		2		1	3	327	13	17	9	64	10	21	5	82	1,267
	割合(%)	44.2	12.1		0.2		0.1	0.2	25.8	1.0	1.3	0.7	5.1	0.8	1.7	0.4	6.5	100
	前年比	183	-39	-1	-1	0	-1	0	-44	-1	-13	-4	-12	-1	-7	0	43	102

表2 経路別児童受付数

区分	県・市町村	県・市福祉事務所	児童委員	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察・家裁	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
件数	100	70		56		6	247	18	105	3	452	133	26	51	1,267
割合(%)	7.9	5.5		4.4		0.5	19.5	1.4	8.3	0.2	35.7	10.5	2.1	4.0	100

平成31年度の相談措置・処理件数は 1,221件である。うち、助言指導で処理したものが 1,074件 (88.0%)、継続指導としたものが 3件 (0.2%)、児童福祉司指導としたものが 37件 (3.0%)、児童福祉施設入所としたものが 15件 (1.2%) となっている。

表3 措置・処理の状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設入所	里親委託	障害児施設等への利用契約	その他	計
件数	1,074	3	8	37	3	2	15	3	6	70	1,221
割合 (%)	88.0	0.2	0.7	3.0	0.2	0.2	1.2	0.2	0.5	5.7	100

(措置・処理件数の中には、前年度未処理のものも含まれる。)

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容は表4のとおりである。

主な理由としては、家族環境 (虐待、経済的理由等) から生じたものが 649件 (96.4%) と最も多い。その中に虐待相談 519件 (77.1%) が含まれている。

処理の内訳は、面接指導が 612件 (90.9%)、児童福祉施設入所が 10件 (1.5%)、里親委託が 3件 (0.4%) となっている。

表4 養護相談の理由別処理件数

処理	理由別						その他	計
	家出 (失踪含)	死亡	離婚	傷病 (入院含)	家族環境			
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				1	7	2		10
里親委託				1	2			3
面接指導		1		6	470	120	15	612
その他					40	8		48
計	0	1	0	8	519	130	15	673

① 里親及びファミリーホーム委託状況について

登録里親数 37人のうち実際に委託を受けた里親は 12人 (受託率 32.4%)、委託里子数は 18人となっている。また、ファミリーホームへの委託児童数は 7人となっている。

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定したものである。里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

表5-1 管内の里親・里子の状況 (令和2年3月末現在)

里親登録数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率 (%)	
37	12	32.4	18

表5-2 管内のファミリーホームの状況 (令和2年3月末現在)

施設数	委託児童数
3	7

② 虐待相談（養護相談の再掲）

虐待相談の処理件数は 519件で、前年度に比べ 121件増加している。

虐待の種類別の処理件数は、表6～10のとおりである。

表6 虐待相談の種類別件数

区分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
30年度		130 (2)	2 (1)	216 (1)	50 (1)	398 (5)
31年度	件数	121		288	110	519
	割合 (%)	23.3	0.0	55.5	21.2	100.0

注：（ ）内は電話相談の再掲

表7 処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
30年度	366 (1)	1		14	10			7 (4)	398 (5)
31年度	463		7	29	7	2	3	8	519

注：（ ）内は電話相談の再掲

表8 通告経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人（再掲）
30年度	42 (3)	5	52	3	5			5	8	160	73	12	33 (2)	398 (5)	15
31年度	33	27	97	9	2		1	2	22	198	74	17	37	519	9

注：（ ）内は電話相談の再掲

表9 虐待者

区 分	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計	両 親 ( 再 掲)
30年度	168 (2)	15	197 (3)		1	15	2		398 (5)	60
31年度	226	18	271	2			2		519	84

注：（ ）内は電話相談の再掲

表10 被虐待児童の年齢別内訳

区 分	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				計				
	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	
30 年 度	0～3歳未満	5	5		10				0	26	21		47	10	5		15	41	31	0	72
	3～学齢前児童	16	13 (1)		29 (1)				0	22	31		53	5	3		8	43	47 (1)	0	90 (1)
	小学生	36	20		56		1 (1)		1 (1)	42	45 (1)		87	5	13 (1)		18 (1)	83	79 (3)	0	162 (3)
	中学生	13	11 (1)		24 (1)		1		1	6	11		17	5	1		6	24	24 (1)	0	48 (1)
	高校生・その他	7	4		11				0	2	10		12	2	1		3	11	15	0	26
	不詳				0				0	0	0		0				0	0	0	0	0
	計	77	53	0	130	0	2	0	2	98	118	0	216	27	23 (1)	0	50 (1)	202	196 (5)	0	398 (5)
31 年 度	0～3歳未満	4	2		6				0	33	27		60	15	9		24	52	38	0	90
	3～学齢前児童	19	11		30				0	37	42		79	5	16		21	61	69	0	130
	小学生	26	21		47				0	50	41		91	19	22		41	95	84	0	179
	中学生	16	8		24				0	16	18		34	8	10		18	40	36	0	76
	高校生・その他	4	10		14				0	14	10		24	6			6	24	20	0	44
	不詳				0				0				0				0	0	0	0	0
	計	69	52	0	121	0	0	0	0	150	138	0	288	53	57	0	110	272	247	0	519

注：（ ）内は電話相談の再掲

イ 障害相談

障害相談の受付件数は、知的障害が 327件（94.5%）と最も多く、次いで発達障害が 13件（3.8%）などとなっている。

表 1 1 障害相談受付件数

区分	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
件数	2		1	3	327	13	346
割合 (%)	0.6		0.3	0.9	94.5	3.8	100

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は22件となっている。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 1 2 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ犯行為等相談								触法行為等相談				計
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸	性的逸脱	その他	窃盗	障害・恐喝	放火・弄火	その他	
児童福祉施設入所				1									1
面接指導	2		1	2	6		1		6				18
その他				2					1				3
計	2	0	1	5	6	0	1	0	7	0	0	0	22

エ 育成相談

育成相談の受付件数は 100件で、性格行動が 64件（64.0%）、不登校が 10件（10.0%）、適性が 21件（21.0%）、育児・しつけが 5件（5.0%）となっている。

表 1 3 育成相談受付件数

区分	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
件数	64	10	21	5	100
割合 (%)	64.0	10.0	21.0	5.0	100

※ 不登校相談の受付及び処理状況

不登校相談の受付件数は 10件で前年度と比べ 1件減少した。  
処理では、助言指導が 10件となっている。

表 1 4 不登校相談受付件数

区分	30年度	31年度
件数	11	10

表 1 5 不登校相談処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	福祉司指導	施設入所	障害児施設利用契約	計
件数	10						10



## 2 判定業務

平成31年度の判定件数は 236件で、前年度と比べて 33件の減少となっている。

医学的診断指導件数は 569件、心理診断指導件数は 876件となっている。

表16 相談種類別判定件数

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
30年度	15				1		218	2	1	4	12		15		1	269
31年度	30				1		180		6	3	7		9			236

表17 医学的・心理学的検査状況

年度	検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
		診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	観察・面接・指導	計
30年度	児童	104	154	99	357	218	59	43	3	295	618
	保護者	109			109					270	270
	その他	42			42					36	36
	計	255	154	99	508	218	59	43	3	601	924
31年度	児童	88	227	123	438	192	60	74	5	282	613
	保護者	106			106				1	222	223
	その他	25			25					40	40
	計	219	227	123	569	192	60	74	6	544	876

表18 判定書（証明書等）の交付状況

区分	特別児童扶養手当診断	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書等)	計
30年度	6	2	83	91
31年度	1		71	72

表19 愛護（療育）手帳の判定状況

区分	30年度	31年度
件数	206	175

### 3 一時保護業務

#### (1) 一時保護の状況

##### ア 実人員及び延人員

平成31年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員の総数は 96人で、前年度と比べ35人の増加となっている。

管内の延日数の総数は 2,697日で、前年度と比べ 1,267日の増加となっている。

表 2 0 一時保護の状況

区分		中央児相の 一時保護	昼間一時保護	一時保護委託	計
30年度	実人員	18		43	61
	延日数	460		970	1,430
31年度	実人員	27	5	64	96
	延日数	1,258	5	1,434	2,697

##### イ 相談種類別保護児童数

平成31年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員は、養護（虐待）が 73人（76.0%）、養護（その他）が 11人（11.5%）、非行が 7人（7.3%）、育成が 5人（5.2%）の順となっている。

延日数では、養護（虐待）が 2,117日（78.5%）、育成が319日（11.8%）、非行が 144日（5.3%）、養護（その他）が 117日（4.3%）の順となっている。

表 2 1 相談種類別一時保護児童数

区 分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
30年度	実人員	42	10		7	2		61
	延日数	1,096	97		124	113		1,430
31年度	実人員	73	11		7	5		96
	延日数	2,117	117		144	319		2,697

(2) 中央児童相談所一時保護所（昼間一時保護を除く）の一時保護状況

ア 実人員及び延日数等

平成31年度の実人員は 27人で、前年度と比べて9人の増加となっている。延日数は 1,258日、前年度と比べて 798日の増加となっている。

また、1日平均の一時保護人員は、3.4人（前年度比2.1人増）、1人平均の一時保護日数は、46.6日（前年度比21.0日増）となっている。

イ 相談種類別保護児童数

平成31年度の実人員は、養護が 19人（70.4%）、非行が3人（11.1%）、育成が5人（18.5%）となっている。

延日数では、養護が 829日（65.9%）、非行が 110日（8.7%）、育成が 319日（25.4%）となっている。

表 2 2 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分	養護		障害			非行		育成			保健・その他	計	1日平均保護人員	1人平均保護日数
	虐待	その他	肢体不自由	言語発達障害等	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校				
30年度	実人員	10					6		2			18	1.3	25.6
	延日数	229					118		113			460		
	昼間一保	実人員										0		
		延日数										0		
31年度	実人員	18	1				3		5			27	3.4	46.6
	延日数	771	58				110		319			1,258		
	昼間一保	実人員	5									5		
		延日数	5									5		

ウ 日数別一時保護児童数

平成31年度の日数別一時保護児童数は、22日以上が21人（77.8%）と前年度と比べ 12人増加している。

14日以内は4人（14.8%）と前年度と比べ2人減少している。

表 2 3 日数別一時保護児童数

年度	区分	1～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～60日	61日以上	計
30年度	一時保護	4	2	3	2	7		18
	昼間一保							0
31年度	一時保護	3	1	2	3	12	6	27
	昼間一保	5						5

エ 学年別一時保護児童数（昼間一時保護を除く）

平成31年度の実人員は、就学前児童数が0人（前年度比1人減）、小学生が9人（33.3%、前年度比2人増）、中学生が15人（55.6%、前年度比8人増）、高校生その他は3人（11.1%、前年度比同数）となっている。

表24 学年別一時保護児童数

区 分		就 学 前	小 学 生			中 学 生			高 校 生 ・ そ の 他	計
			1 ・ 2 年 生	3 ・ 4 年 生	5 ・ 6 年 生	1 年 生	2 年 生	3 年 生		
30 年 度	実 人 員	1	1	1	5	4	3	3	18	
	延 日 数	23	8	27	148	121	118	15	460	
	昼間一保	実人員								0
		延日数								0
31 年 度	実 人 員			7	2	3	8	4	3	27
	延 日 数			268	128	87	404	275	96	1,258
	昼間一保	実人員		1	2	1	1			5
		延日数		1	2	1	1			5

オ 一時保護児童の退所先

平成31年度の退所先は、家庭引取が15人（55.6%、前年度比6人増）、児童養護施設入所が7人（25.9%、前年度比4人増）、児童自立支援施設入所が2人（7.4%、前年度比1人増）、児童心理治療入所が1人（3.7%、前年度比同数）、その他が2人（7.4%、前年度比2人減）となっている。

表25 一時保護児童の退所先の状況

年度 \ 退所先		家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家庭裁判所送致	その他	計
		30年度	一時保護	9	3	1		1	
昼間一保									0
31年度	一時保護	15	7	2		1		2	27
	昼間一保	1						4	5

### (3) 委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別の状況

平成31年度の管内委託一時保護児童の実人員は 64人（前年比21人増）で、養護（虐待）が 50人（前年比18人増）、養護（その他）が 10人（前年比同数）などとなっている。

延日数は1,434日（前年比464日増）で、養護（虐待）が 1,341日（前年比474日増）、養護（その他）が 59日（前年比38日減）などとなっている。

表 2 6 相談種類別委託一時保護の状況

区 分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
30年度	実人員	32	10		1			43
	延日数	867	97		6			970
31年度	実人員	50	10		4			64
	延日数	1,341	59		34			1,434

#### イ 委託先別の状況

平成31年度の委託先は、実人員64人のうち、児童福祉施設 39人（前年度比10人増）、里親等 11人（前年度比同数）、警察 7人（前年度比 5人増）となっている。

延日数1,434日のうち、児童福祉施設1,086日（前年度比331日増）、里親等152日（前年度比 9日増）、警察10日（前年度比 7日増）などとなっている。

表 2 7 委託先別委託一時保護の状況

区 分		児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関	里 親 等	警 察	そ の 他	計
30年度	実人員	29	1	11	2		43
	延日数	755	69	143	3		970
31年度	実人員	39		11	7	7	64
	延日数	1,086		152	10	186	1,434